

お知らせ

ワシントン条約：ガラパゴスイグアナの輸出入の手続について（再周知）

2026年5月29日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2026年5月27日付けでガラパゴスイグアナ4種（*Amblyrhynchus cristatus*（ウミイグアナ）並びに *Conolophus subcristatus*, *Conolophus marthae*, *Conolophus pallidus*（オカイグアナ属））の輸出入に関するエクアドル管理当局からの要請（No. 2026/079）が発出されました。本通知は、2025年5月5日付けの同内容の要請（No. 2025/063）の再周知が行われたものです。

No. 2026/079

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2026-079.pdf>

当面の間、上記ガラパゴスイグアナ4種の生きた個体の輸入手続については、原産国、最終輸出国、ソースコード等にかかわらず、日本への輸入並びに日本からの輸出及び再輸出申請すべてにおいて、エクアドル管理当局に日本管理当局から事前に協議をする必要があります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】エクアドル管理当局からの要請（No. 2026/079）について一部抜粋（仮訳）。

- ・本通知は、エクアドルの要請に基づき、ガラパゴス固有イグアナ4種の違法取引について、2025年通知の内容を再周知するもの。これらの種については、違法採取・密輸が継続しており、生体の国際取引が確認されている。
- ・エクアドルは、これらの種の生体輸出を一切認めておらず、認められるのは科学目的（Sコード）の非生体標本のみである。そのため、国際取引にある生体や、原産国がエクアドル以外とされる標本はすべて違法由来とされる。また、密輸個体が飼育繁殖等と偽装されて市場で流通する事例が確認されているが、合法的な親個体は国外に存在しないため、海外での繁殖個体も条約違反とされる。
- ・このため各国に対し、原則として輸入許可を発給しないこと、他国発行の輸出・再輸出証明（特に生体・繁殖等）を受理しないこと、生体及び海外繁殖個体に対するNDFを発出しないこと、飼育繁殖事業の認可・登録を行わないことが求められている。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723